

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 132 号 生涯学習課	松江市八雲アルバホールの設置及び 管理に関する条例の一部改正につい て	松江市八雲アルバホールの使用者に、適正かつ応 分の負担を求めるため、施設使用料を改定するも の。 料金改定案件

備考

改正内容

松江市八雲アルバホールの施設使用料を次のとおり増額するもの。

種別		改正後				改正前			
		使用料(1時間当たり)				使用料(1時間当たり)			
		午前9時から午後6時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後6時まで		午後6時から午後10時まで	
		平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
ホール	入場料を徴収しない場合	3,700円	5,560円	4,640円	6,950円	2,850円	4,280円	3,570円	5,350円
	入場料を徴収する場合	5,560円	8,340円	6,950円	10,430円	4,280円	6,420円	5,350円	8,030円

施行期日

令和7年4月1日